

厚生常任委員会

令和3年8月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎齋藤 文夫
中川 靖広
伴 議 長

○大森恒太郎
小城 世督

溝部真紀子

2. 欠席委員

濱 真理子

3. 理事者出席者

総務部長	面巻 昭男	住民生活部長	加藤 惠三
福祉課長	中原 潤	同課長補佐	細川 友希
子育て支援課長	中尾 歩美	同課長補佐	西川美奈子
国保医療課長	安藤 晴康	環境対策課長	東浦 寿也
同課長補佐	峯川 敏明	同課長補佐	乾 裕貴
住民課長	関口 修		

4. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

5. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 大森委員、溝部委員

委員長

おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、濱議員から欠席の通告を受けております。

また、中西町長と乾副町長より欠席の連絡を受けております。

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、大森委員、溝部委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく願います。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題とします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告のほうさせていただきます。

ごみ処理広域化に関する合同勉強会についてでございますが、先月の27日、奈良市のクリーンセンター建設推進課長が来庁され、今後の進め方等についての説明がございました。奈良市の説明では、まず、建設候補地周辺の交通渋滞緩和に向けたアクセス道路予備設計業務について、入札を終え、今後、本格的に進められるとのことでもあります。また、令和4年度以降に予定をされている環境影響評価方法書の作成等の業務に、国の循環型社会形成推進交付金を活用するために必要な計画であります、循環型社会形成推進地域計画について、本年11月には奈良県を通じて環境省に提出し、令和4年3月までに承認を受けるため、先般、地域計画策定業務委託の入札を実施されたとのことでもあります。また、この循環型社会形成推進地域計画については、当該地域の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示すものであり、対

象地域の処理システムの基本的な方向性や、整備する施設の種類、規模等の概要を見通して作成するものとされており、基本的には、奈良市・大和郡山市、そして本町の2市1町の広域での枠組みで計画を作成することとなっております。最後に、建設候補地周辺の地元等の協議について、コロナ禍の状況等から自粛をされておられましたが、今月より継続的に地元に入り、理解を得られるよう丁寧に説明等を進めて行きたいとの話がございました。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。

(1) 斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園整備・運営条件の概要について、理事者の報告を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 それでは、各課報告事項(1)斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園整備・運営条件の概要についてご報告をさせていただきます。

前回、6月9日の厚生常任委員会におきまして、保育所の待機児童対策及び町立幼稚園の運営状況から、斑鳩西幼稚園を、民設民営により、公私連携幼保連携型認定こども園へと移行する方針について、ご報告させていただきました。認定こども園の整備・運営事業者につきましては、公募型プロポーザル方式による選定を実施してまいりたいと考えており、事業者募集にあたりましての整備・運営条件がまとまりましたので、その内容につきまして報告をさせていただきます。なお、本事業につきましては、子育て支援課と教育委員会事務局総務課におきまして協働して事業を進めており、総務常任委員会におきましても、同様の報告をさせていただきます。

資料1をご覧ください。これから説明させていただきます、整備・運営条件につきましては、事業者募集にあたり、認定こども園の整備・運営の最低限の条件として提示するものであり、最終的な整備・運営の内容につきましては、事業者選定後、町との協定締結段階において決定してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

はじめに、1. 施設の概要でございます。(1) 施設種別につきましては、認定こども園法第34条に基づく、公私連携幼保連携型認定こども園とします。(2) 開園予定は、令和6年4月1日、(3) 定員は150人を目安とします。次に、2. 教育及び保育時間でございます。現在の町立幼稚園及び町立保育所の教育及び保育時間を最低限とし、教育時間は、午前9時から延長を含め午後5時30分まで。保育標準時間は、午前7時30分から延長を含め午後8時まで。保育短時間は、午前9時から午後5時までとしております。次に、3. 職員配置でございますが、奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員設備及び運営の基準に関する条例により配置することとし、クラス別の保育教諭数につきましては、資料のとおり、保育所と同様の配置基準としております。

資料の2ページをご覧ください。次に、4. 事業者が実施する事業でございます。(1) 認定こども園の整備・管理・運営、(2) 認定こども園法第9条に規定する教育及び保育業務、(3) 延長保育事業、(4) 一時預かり事業、(5) その他、町又は事業者が提案し、協議のうえ本町が認めた事業としております。次に、5. 教育・保育内容でございます。斑鳩西幼稚園における教育・保育内容を継承することを基本とし、在園児への影響が最小限となるよう配慮を求めるとともに、(1) 町内の就学前施設及び小学校との連携、(2) 斑鳩西幼稚園の通園区域の児童の優先入所、なお、こちらについては、幼稚園を希望される1号認定に限ります。(3) 支援の必要な児童の受入れ、(4) 地域の未就園児や保護者に対する子育て支援、(5) 保護者、事業者、町による三者協議会の設置、(6) 給食の園内における調理及び全園児への給食の提供でございます。

次に、6. 施設整備でございます。(1) 土地については、開園後10年までは無償貸与とし、11年目以降は、借地借家法第23条第2項に基づく、10年間の事業用定期借地権設定契約により、有償貸付としてまいります。

なお、協定の期間を更新した場合は、事業用定期借地権についても、協定期間に応じた再設定をしております。公私連携幼保連携型認定こども園は、認定こども園法第34条におきまして、「市町村の設備等は無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、または譲渡することができる」と規定されており、設置促進のための事業者へのインセンティブを付与する一方で、移管後も協定に基づいた運営が実施されているか、市町村が指導監督でき、教育、保育の質を担保できるというメリットがあります。今回の認定こども園の整備は、本町における待機児童対策及び教育・保育施設の運営状況の改善を図るための喫緊の案件であり、質の高い事業者を選定するためには、より多くの事業者の参入を促進する必要があることから、開園後10年までの間、土地を無償貸与としてまいります。また、10年経過後の年額貸付料は、接道の相続税評価額に基づいて計算した土地評価額の3%の額といたします。

(2) 園舎等の整備についてであります。園舎につきましては、現在の3歳児が現園のまま卒園できるよう最大限配慮し、斑鳩西小学校運動場の一部を利用して整備を進めてまいります。また、小学校運動場の利用につきましては、学校教育活動に支障のない範囲で、運動場の東側の一部を認定こども園の園舎整備用地としてまいりたいと考えており、実際の利用範囲につきましては、事業者による施設整備計画の提案を受けて、決定をまいりたいと考えております。また、斑鳩西幼稚園の現園舎につきましては、令和6年4月の認定こども園移管後に、町が解体撤去を行い、駐車場として整備した後、送迎用駐車場として必要な部分について有償で貸し付けてまいります。

なお、認定こども園整備に関する基本計画につきまして、西幼稚園、西小学校のPTAの役員のみなさまには、7月に校長、園長からそれぞれ報告をされており、特に否定的なご意見はいただいていると聞いておりますが、今後、計画が具体化してまいりましたら、改めて説明をまいりたいと考えております。(3) 備品等についてであります。現在、斑鳩西幼稚園で使用している備品、例えば、園庭の遊具などが考えられますが、これらのうち、本町と事業者が協議のうえ合意したものにつきましては、認定こども園開園時に、無償譲渡してまいります。

資料の3ページをご覧ください。7. 建設費及び運営費でございます。

(1) 建設費についてであります。国の保育所等整備交付金、認定こども

園整備交付金を活用してまいります。（２）運営費についてであります、民間保育所と同様に、人件費等運営に要する費用として、施設型給付費が支給されます。また、一時預かり事業や延長保育などに要する費用につきましては、斑鳩町民間保育所運営費等補助金交付要綱に準じて、運営事業費補助金を支給してまいります。次に、８．事業者の選定でございます。事業者の選定にあたりましては、本町の幼児教育・保育の取り組みを積極的に推進する事業者を総合的に評価し、選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、事業者選定委員会において選定をしてまいります。主な資格要件は、学校法人又は社会福祉法人で、認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかを５年以上運営した実績があり、現に運営していることといたします。

最後に、９．スケジュールでございます。去る８月１７日に、第１回目の事業者選定委員会を開催し、募集要項（案）及び選定基準について確認を行っていただいたところであります。９月上旬には、募集要項を公表し、公募を開始してまいりたいと考えております。１０月下旬に、参加表明書の提出、１２月下旬に、事業提案書の提出が行われ、令和４年１月上旬に、一次審査として、資格要件についての審査、１月中旬に、事業者選定員会において二次審査を行い、優先交渉権者を決定してまいります。その後、整備・運営に関する事項について、事業者と協議を行い、認定こども園法第３４条第２項に基づく協定を締結してまいります。協定締結後、令和４年度におきまして、地域、保護者等への説明、関係機関との協議を開始し、補助金の申請、実施設計を進めてまいります。令和５年３月から令和６年３月までの間に、認定こども園の園舎整備を行い、令和６年４月に、認定こども園を開園した後、斑鳩西幼稚園の園舎を解体するというスケジュールで予定をしております。

以上、斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園整備・運営条件概要の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川委員。

中川委員 開園後１０年までは無償となっているねんけど、これはこういう法律かなんかで、それとも町の配慮で。

子育て支援課長 今回、公私連携型の認定こども園といいますのは、認定こども園法の第34条で特例として定められているものでして、市町村の設備等は無償、もしくは地価よりも低い対価で貸し付けることができるというふうにされておりまして、期間につきましては当町のほうで10年間ということで定めさせていただきました。

中川委員 隣の黎明もはじめ土地は無償譲渡になっとったんかな、そして今また土地代もらっているみたいやねんけど。あれは何年やったんかな。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 黎明保育園につきましては2年間無償で貸し付けさせていただいて、それ以降は有償で貸与させていただいて契約を結ばさせていただいております。

中川委員 黎明は2年間無償やって、3年目から地代いただいて、なぜ今度は10年やの。

委員長 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 今回につきましては、公募でさせていただくということが大きく1点ございます。また、公私連携型ということでございますので、運営後も町のほうから今、西幼稚園でやっている教育方針ですとか、そういったことを町のほうが指導していくことができるというふうになっておりますので、そのあたりインセンティブというのが一番大きいことになっておりまして、黎明保育園の場合は、2年間の無償期間でしたが、今回については10年間、土地を無償で提供させていただくかわりに、町の方針についてもきっちり守ってくださいねという意味を込めて、無償の対応の期間を10年とさせていただいております。

中川委員 それと、今、現状待機児童出ていると思うねんけど、これ今から進めても今、令和3年やけど、6年まではこれほどないしてもこの期間はかかるんか

な。これはなんぼ頑張っても令和6年になるのかな。

子育て支援課長 スケジュールにつきましては、国の補助金等の申請の手続きの関係もございまして、最短で令和6年4月ということになっております。また、現在待機児童につきましては、まだ3名のまま現状変わっておらないんですけども、来年度4月で小規模保育所を整備されるということで進めていただいておりますので、0, 1, 2歳の現在の待機児童につきましては、ちょっと来年の申し込み状況は今のところはわからないんですけど、そちらのほうで解消されるのではないかなというふうに考えております。

中川委員 今、課長の話出た小規模保育、ちらっと聞いたら並松の木のうたの西側の今、アパート建てている1階、あそこで前回の委員会で私言ったら、2台分保護者の送迎として2台分か3台分、駐車場を確保しているということやけど、定員は19名言ってはったんかな。その中で送迎の駐車場2台、3台で他の人が重なったときはどない対応していきはるのか、私立やから、町は知らん言えばそれまでやねんけど、やっぱり近隣の住民の問題と送迎される保護者の交通安全を考える中で、その点はなんか知ってはることあったら教えておいていただきたいと思います。

子育て支援課長 前回の委員会でご意見いただきまして、建設される予定の学校法人斑鳩学園さんにもその旨をお伝えさせていただき、現在、法隆寺幼稚園の隣でされている小規模保育所も同じ規模でされているんですけど、送迎自体は自転車で来られる方もたくさんいらっしゃいますし、あその駐車場が車でいっぱいになって困るといったことは、今現在はないというふうに聞いておりました、今回はどういう通勤形態の方が来られるかはわからないんですけども、そういったことも踏まえまして、近隣の商業施設等もございまして、そういったところにお声掛けをするというようなことは聞いております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)斑鳩町災害廃棄物処理計画(案)について、理事者の報告を求めます。東浦環境対策課長。

環境対策課長 環境対策課より、災害時の廃棄物処理について、適正な処理と再生利用を確保するとともに、円滑かつ迅速に処理することを目的としました基本的な方針となります。斑鳩町災害廃棄物処理計画(案)につきまして、斑鳩町廃棄物減量等推進審議会よりの答申、また、パブリックコメントも終了し、計画案がまとまりましたことから、当委員会にご報告をさせていただきます。

本計画案は、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定をし、奈良県災害廃棄物処理計画や斑鳩町地域防災計画との整合をはかり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため策定するものであります。

それでは、今回策定をいたしました処理計画(案)につきまして、資料2に基づきましてご説明をさせていただきます。資料2の1枚目をめくっていただきまして、目次でございますが、本計画は、背景及び目的、本計画の位置づけ、基本的事項の3章から構成します第1編 総則と、組織体制・指揮命令系統、情報収集・連絡、協力・支援体制、住民等への啓発・広報、一般廃棄物処理施設等、災害廃棄物処理対策、災害廃棄物処理実行計画、処理事業費等、災害廃棄物処理計画の見直しの9章から構成をいたします第2編 災害廃棄物対策で構成をしております。

まず、1～2ページにわたりましては、第1編 総則として、第1章 背景及び目的、第2章 本計画の位置づけを明記しております。

続いて、3～6ページにわたりましては、第3章 基本的事項といたしまして、本計画では、想定する地震災害といたしまして、生駒断層帯地震、最大震度といたしまして、震度7での災害を想定しております。また、水害といたしまして、大和川の氾濫、洪水を想定水害とし、想定雨量といたしまして、12時間総雨量316mmの水害を想定しております。

続いて、4ページでは、対象とする災害廃棄物の種類を記載しております。災害廃棄物については、一般廃棄物でありますことから、町がその処理の主体を担う責任があります。

続いて、5ページでは、災害廃棄物処理の基本方針を明記しております。

基本方針といたしましては、衛生的かつ迅速な処理、分別・再生利用の推進、処理の協力・支援、連携、環境に配慮した処理の4つの方針のもと、処理に取り組んでいくこととしております。また、処理期間といたしましては、発生から概ね3年以内の処理完了を目指すものとしております。

続いて、7ページからは第2編 災害廃棄物対策として9章で構成をしております。まず、同ページから10ページの第1章 組織体制・指揮命令系統であります。発災直後の配備体制と業務につきまして、町地域防災計画と同様としております。続いて、8～9ページにつきましては、発災から7日程度までの初動期、発災から3週間から3か月程度までの応急対応、そして、それ以降の3年程度を目安とした復旧・復興における各フェーズとその取り組み内容について明記をしております。

続いて、11～14ページでは、第2章 情報収集・連絡として、町災害対策本部との連携及び収集する情報、また、広域的な相互協力体制の確立、迅速な処理体制の構築支援をはかるため、国、近隣他府県、奈良県との連絡体制への連絡・報告等の事項について明記をしております。

続いて、15～21ページでは、第3章 協力・支援体制として、発災後の各関係機関等との連携・協力に係る確認等の事項や留意点について、また、県への災害廃棄物処理の事務委託、事務代替の流れ、そして、災害廃棄物処理において受援が必要とされる業務内容について明記をしております。続いて、22ページでは、第4章 住民等への啓発・広報として、災害廃棄物処理に関する広報内容やその方法について明記をしております。

続いて、23～31ページ 第5章 一般廃棄物処理施設等として、避難施設等における仮設トイレの設置やその処理対応等について明記をしております。また、26、27ページでは、災害時における家庭から排出される通常的生活ごみの処理について、また、28ページからは、避難所から排出される避難所ごみや発災後、住民から排出される片付けごみの処理方法や検討事項、発生推計量等について明記をしております。

続いて、32～54ページでは、第6章 災害廃棄物処理対策について明記をしております。まず、32ページでは、災害廃棄物に係る基本的な流れを図で示しております。続いて、33、34ページでは、生駒断層帯地震及び大和川の氾濫水害における災害廃棄物の種類別発生量推計値について明記

しております。また、36、37ページでは、災害廃棄物の処理のスピード化と再資源化率を高めるため、仮置場における災害廃棄物の分別の徹底が必要となりますことから、地震・水害それぞれの分別・処理フローについて明記しております。

続いて、災害廃棄物処理において、最も重要なものの1つであります仮置場について、41～47ページにかけ明記しております。

42ページでは、国の災害廃棄物対策指針の算出方法等から算出した地震・風水害における仮置場必要面積について明記をしております。生駒断層帯地震の場合、3年での処理完了とした場合、約14.7ヘクタール、大和川氾濫の場合、約13.39ヘクタールの1次仮置場の面積が必要となります。史跡中宮寺跡公園全体で約2.6ヘクタールでありますので、その5倍以上の土地が必要となってまいります。これだけの土地を事前に選定し、災害時において迅速に開設することは非常に難しいものと考えており、分別の徹底や支援体制等の構築等により、仮置場への搬入速度や処理速度を高め、処理期間の短縮化を図ることで、仮置場の必要面積の縮小を検討してまいりたいと考えております。また、この仮置場につきましては、できるだけ早期に選定をし、45ページに示させていただいております分別配置の例に基づき、事前整備なども進めてまいりたいと考えております。

続いて、55ページでは、第7章 災害廃棄物処理実行計画として、災害の規模に応じて、発災直後に作成するとされております実行計画の項目例について明記をしております。続いて、56、57ページでは、第8章 処理事業費等として、国の災害関係補助事業等について明記をしております。

最後に58ページ、第9章 災害廃棄物処理計画の見直しでは、見直し年度というものはございませんが、国の指針や地域防災計画が改定をされた場合等、本計画を見直すこととしております。

以上、斑鳩町災害廃棄物処理計画（案）のご報告とさせていただきますが、今後、本計画での様々な検討・課題事項について、検討協議を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

中川委員。

中川委員 膨大な、仮置き場の面積必要やいう課長の説明やってんけど、今、現状で、この斑鳩で仮置き場に使えるような土地ってどんなところあるんやろ。

環境対策課長 町で検討しておりますのが、公共施設の中で候補地がないかどうかということについて洗い出しをしておるんですけども、ただ、土地利用できるグラウンドとか、そういったものにつきましては、広域の災害派遣の場所とか、あと仮設住宅の建設予定地など、既にいろいろとそういった位置づけがされておりますので、その辺ですり合わせをさせていただく中で、それが、そこで補えない場合は別の場所を選定していければというふうに考えておるところでございます。

中川委員 だから、そこに決まるとか決まらへんじゃないねんけど、どんなところがあるのっていうことやねん。どういうところが仮置き場になるような土地、どこにあるねんやろ。

環境対策課長 災害の種類にもよるんですけども、水害の場合は、やはり南部のほうは大和川氾濫となりますと使用ができない状況になりますので、やはり町でも北の地域になってくるかと思えます。そうなりますと、それだけの規模の土地をとなりますと、やはり田園と言いますかね、田畑、そういったものはある程度の広さをあらかじめ、まあ、現状は北部のほうでそれだけの土地が見込めるんか、そういったものについて考えていかなあかんのかなというふうに思っております。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 現状どこがということですので、一般的に他の事例見てみますと、公園であつたり、広場であつたり、というところが多く使われているところですので、先ほど言いましたように、史跡中宮寺公園ですとか、グラウンドとかいろいろいってございますけども、そういったところについてはちょっと時系列に発災直後は広域の活動拠点になったり、災害から一定期間経ちますと、先ほど

言ったように、仮設住宅といったものもありますので、時系列に並べて、どういったときに、この土地は仮置き場に使えるというのは、ちょっと今整理をさせていただいているところがございますので、一般的にはそういった公園等が多く使われているという状況でございます。

中川委員　　で、今、東浦課長ちらっと言った、農地っていう声が出てんけど、それは何、農地を整備して、仮置き場として使えるように事前に整備するっていう考え方もあるっていうことか。

住民生活
部長　　例えばの話でということで、今、例示として申しあげたということでご理解いただきたいと思います。今、現状、公共施設の関係でそういった取り扱いができないのか、ということは今、防災部局と調整をさせていただいているところがございますして、先ほど申しあげました14ヘクタール少しの、最大で見た場合ですけれども面積がいる、ただそれも、そこにずっと置きっぱなしにしてその面積ですので、ある程度のサイクルでその物を搬出すれば、例えば2分の1でできたり、3分の1でできたりということもありますので、そういったことも踏まえて、その中で候補としてはそういった一定の日頃から規模を確保していく意味として、そういう方法もあるのかなというふうに考えております。

中川委員　　今、引き続いてしつこい雨で、各地ですごい災害のニュース見てたら、仮置き場が町の1か所にしかない、そこへ皆が集まるから不便やと、その仮置き場を何か所かに設置してほしいとかいうような現場の声が出ててんけど、そういうことも、うちら特に膨大な土地が、今言うようにないねんから、何か所かに分けてっていうことも考えてはるんやろな。

住民生活
部長　　一応メインとなるところというのは、必ずいるかなというふうに考えておりますので、その場所の選定についても、ある程度交通の流れを踏まえてスムーズに行くようなところというのを一応念頭に置いております。あと、今、中川委員おっしゃっております、これ審議会の中でも意見として出ているんですけど、やっぱり一旦、高齢化社会の中でも一旦近くのところにお出しし

て、そこからまた集積所に持っていくという方法もございますので、そういったところは柔軟に考えていく必要があるというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。 小城委員。

小城委員 今の中川委員と重複する部分もあるかもしれないです。拠点をつくるであつたり、片付けごみですね、真備町に、2018年か、一度行かせていただいたとき、集積所に持っていく前に道路にすごい山積みになるんですと。です。斑鳩町内でも道路のどの部分に置くであつたりというのは、平時の時から考えておかないといけないかなと思うんですけど、そのあたりは、どこで川が氾濫した時とかというのって想定はされてますか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 他の自治体のそういう状況等も情報収集する中で、そういった道路上に置かれるというのは、どの自治体も悩みの種というふうに聞いております。やはり仮置き場を事前に整備する中で、まずは仮置き場へ搬入いただくいう中で、住民さんに事前周知の徹底、今後考えていかなければならないと思います。先ほど部長も申しあげましたように、高齢者等の近い場所、そういった仮置き場っていうんですかね、そういった自主的に出す場所を設置してはどうかというご意見もございますので、そのあたりもいろいろ検討させていただいて、事前に、この地区であればこの場所とか、そういったことも今後検討してまいりたいというふうに考えております。

委員長 小城委員。

小城委員 ありがとうございます。これって起こってからじゃないと、どのぐらいの規模かわからないし、あれなんですけど、道路に置くであつても、道路が通行の邪魔にならないようにとかって、その辺まで想定していただいて、また町のほうから発災時にご指導いただければいいかなと思いますんで、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。 中川委員。

中川委員 今日木曜日でワクチン接種の日ですけど、17日から12歳以上のワクチン接種の予約開始っていう案内があるんですけど、12歳以上で対象者って何名で、予約を入れている、1回接種している、2回接種したっていう人って今、何名ぐらいおられるのかわかるの。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 対象者につきましては、全体の数でいいますと、だいたい2万5千少しおられると思います。あと、1回目の接種につきましては、今のところ全体で1万2,300、今でももう少し増えていると思います、ちょっと8月の、今週末ぐらいのデータですので、だいたいそこで1万2,300、もう少し増えていると思います。そこで対象者から見る接種率というのは、おおむね5割ぐらいきているという状況でございます。今、現在17日から12歳以上もお受けをさせていただきまして、ある程度ワクチンの量が、入ってくる量が限られておりますので、それに合わせてさせていただいております。8月と9月の途中まで予約は埋まって、あと少し予約枠が空いているという状況で、またそれにつきましては、今後、国からだいたい2週間おきぐらいにワクチンの量の配布の関係がございますので、それに合わせて来週と再来週に

また予約枠を増やして、ほぼ希望していただける方は打っていただけるような計画のほうをさせていただいております。

中川委員 部長の説明では、9月中にはだいたい終わるっていう、全体で終わるっていうこと。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 今、国が言っておりますおおむね対象者の8割ぐらいのワクチンということで国から言われておりますので、そのスケジュールからいきますと、現在の斑鳩町のペースではだいたい1回目が10月の初旬から半ばぐらい、2回目がその3週間後になりますので、10月末から11月の頭ぐらいのだいたい期間になるのかなというふうに、あくまでも現時点ですけれども考えております。

中川委員 担当部、担当課の職員はじめ、ほかの職員さんも、土曜、日曜関わらず、大変な思いしていただいている、心から感謝申しあげておきます。以上です。

委員長 溝部委員。

溝部委員 ちょっとお伺いしたいんですけども、町長と副町長と、今、濃厚接触者で陰性ということで、自宅で待機されているということで、本当にコロナ、誰がなってもおかしくない状況だと思いますので、それが悪いとかって言っているのではないんですけども、昨日も思っていたんですけども、私らが連絡もらったときに、リモートで執務を行うということで、連絡をいただいていたんですけども、こういった委員会とかで、リモートで出席されるとかというご計画というか、そういうのはなかったのかということで、ちょっとお伺いしたいんですけども。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時43分 休憩)

(午前9時44分 再開)

委員長 再開いたします。 伴議長。

議長 今、質問あったことは、今後、議会として、こういうケースがあった場合、
どういう形でやっていくか、また私らで議論していきたいと思ひますんで、
その辺、よろしくお願ひします。以上です。

委員長 溝部委員。

溝部委員 ありがとうございます。ということは議会運営委員会で、いろいろと今後
も、こういったことが増えるかなと思ひますので、議論をしていきたいと思
ひますので、またよろしくお願ひします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただ
きたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
これをもって、厚生常任委員会を閉会します。
お疲れさまでした。

(午前9時45分 閉会)